

平成 26 年 2 月 6 日

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

もみじ銀行は、平成 25 年 12 月に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が共同で設置）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。※）を踏まえた態勢整備を平成 26 年 2 月 3 日より実施致しました。

今後、本ガイドラインにもとづき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづいて誠実に対応するよう努めて参ります。

※中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則

本ガイドラインの詳細については、以下の URL をご参照ください。

全国銀行協会：<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

日本商工会議所：<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

以 上

(参考資料) 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI) (期間: 2019年10月~2020年3月)

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について、金融庁の定める金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI) として公表します。

(単位: 件、%)

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	数値
$\{ (\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}) / \text{⑤} \} \times 100$	20.00%
①新規に無保証で融資した件数	1,154
②経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0
③経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0
④経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0
⑤新規融資件数	5,769

(単位: 件、%)

事業承継時における保証徴求割合 (4類型)	数値
新旧両経営者から保証徴求 = $\{ \text{⑥} / (\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}) \} \times 100$	2.52%
旧経営者のみから保証徴求 = $\{ \text{⑦} / (\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}) \} \times 100$	65.97%
新経営者のみから保証徴求 = $\{ \text{⑧} / (\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}) \} \times 100$	26.05%
経営者からの保証徴求なし = $\{ \text{⑨} / (\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}) \} \times 100$	5.46%
⑥代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	6
⑦代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	157
⑧代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	62
⑨代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	13